

看護職員修学資金修学生 卒業後状況調査票

決定番号	氏 名	就業先又は進学先	返還免除対象施設	備 考
			対象・対象外	

- (注) 1 国家試験又は准看護師試験の不合格者については、備考欄に「不合格」と記入してください。
- 2 就業した方については、備考欄に県内就業の場合は市町名、県外就業の場合は県名を記入してください。
- 3 就業先が返還免除対象施設か確認の上、対象又は対象外どちらかに○を付けてください。
 法人一括採用等により入職後に配属先が決定し、かつ、法人内に対象施設と対象外施設がある場合は、就業先に法人名、備考に「法人一括採用により配属先未定」と記入してください。
- 4 進学した方については、備考欄に進学した学校名と進学課程名を記入してください。

(参考) 返還免除対象施設

1 看護師・保健師・准看護師課程の卒業者

- ①病床数 200 床未満の病院 ②精神病床が 80%以上を占める病院 ③ハンセン病療養所 ④診療所 ⑤医療型障害児入所施設
 ⑥児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項※の規定に基づき指定された独立行政法人 国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関※令和 6 年 4 月 1 日から、『児童福祉法第 7 条第 2 項』となります。
- ⑦介護老人保健施設 ⑧介護医療院 ⑨訪問看護等事業所
- 【令和 4 年度以降の新規貸与者】⑩-1 県の区域内の過疎地域等をその区域に含む町（保健師のみ可）
 【令和 3 年度以前の新規貸与者】⑩-2 地域保健法に規定する特定町村（保健師のみ可）

2 助産師課程の卒業者

- ①分娩を取扱う病院 ②分娩を取扱う診療所 ③助産所
 ④母子健康包括支援センター※令和 6 年 4 月 1 日から、『こども家庭センター』となります。